

中野区男女共同参画基本計画改定の考え方について

1 改定の目的

区は、中野区男女共同参画基本計画（第4次）（以下「第4次計画」という。）を平成30年3月に策定し、様々な取組を進めてきた。

第4次計画の策定から5年が経ち、社会情勢、区民意識の変化や事業の実施状況等を踏まえ、必要な改定を行う。

2 改定の考え方

(1) 背景

①社会情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に、雇用状況の悪化、家事負担の増、DVの増など、とりわけ女性をめぐる問題が表出
- ・ 多様性（ダイバーシティ）に対する社会の関心の高まり

②国・都の動き

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）等の改正
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立
- ・ 第5次男女共同参画基本計画（国）、東京都男女平等参画推進総合計画の策定

③区の動き

- ・ 中野区ユニバーサルデザイン推進条例の制定、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の策定
- ・ 中野区基本構想の改定、中野区基本計画の策定
- ・ 中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定

(2) 現状と課題（男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査結果より）

- ・ 家事・育児・介護の家庭内での分担希望について、「男性と女性が同じ程度に分担する」が7割を占めるが、家事・育児に携わる実際の時間は男性と比べ、女性の方が多くなっており、希望と現実にギャップがある。
- ・ 意思決定過程に女性が参画することについて、8割の区民が肯定的に考えている。

- ・ 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」といった考え方は、男女で回答割合に差があり、男性の方が性別による無意識の思い込みが強い傾向にあった。
- ・ DVを受けた経験の有無について、「受けた」割合が約4割となっている。また、DVを受けたことについて相談しなかった人が6割以上にのぼっている。
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを受けたことがあると回答した割合は、それぞれ13.5%、27.5%であった。

(3) 改定の視点

- ・ ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進するための支援の充実
- ・ 男女平等社会に向けた理解促進、人権と多様性を尊重する意識の醸成
- ・ ハラスメント防止に関する取組の充実
- ・ 困難な問題を抱える女性等への支援の充実

3 計画の位置づけ

- ・ 男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、中野区男女平等基本条例に基づく「基本的な計画」
- ・ 女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」（中野区女性活躍推進計画）
- ・ 配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」（中野区DV防止基本計画）
- ・ 女性支援法に基づく「市町村基本計画」（中野区困難女性支援基本計画）
- ・ 中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく男女共同参画の推進に係る個別計画

4 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

5 計画の推進

- ・ 計画の進捗状況調査実施による実績の把握及び公表
- ・ 男女共同参画に関する意識調査の実施
- ・ 民間団体との連携・協働、区民・団体等の活動支援のあり方の検討

6 新計画の体系（案）

別紙のとおり。

7 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月 計画（素案）について議会報告、意見交換会の実施

12月 計画（案）について議会報告、パブリック・コメント手続の実施

令和6年 3月 計画の策定及び議会報告

中野区男女共同参画基本計画 新計画の体系(案)

中野区男女平等基本条例第2条に規定する基本理念

(1)すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。

(2)社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。

(3)男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4)男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

《基本理念》

「誰もが自分らしいライフスタイルを選択でき、男女平等の意識を持ち、健康で安全・安心に暮らせる社会」の実現

《将来像》

【ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進】

性別に関わりなく、誰もがあらゆる場において自らの意思で個性や能力を発揮し、参画する機会が確保され、自分らしいライフスタイルを選択できている。

【中野区女性活躍推進計画】

【男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革】

男女平等社会に関する理解が進み、固定的性別役割分担意識が解消され、あらゆる人の人権とその多様性が尊重されている。

【安全・安心な暮らしの実現】

あらゆる暴力やハラスメントを受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

《施策の方向性》

仕事と生活の両立支援

誰もが働きやすい職場づくりの推進

就労、起業、キャリア形成への支援

地域社会における男女共同参画の推進

男女共同参画意識の向上

人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成

あらゆる暴力の根絶

【中野区DV防止基本計画】

生活上の困難に対する支援

【中野区困難女性支援基本計画】

生涯にわたる健康支援

《将来像》、《施策の方向性》の設定の考え方

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、社会の気運は高まってきたものの、今なお家庭や職場で希望と現実が一致していない状況があることから、「ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進」を将来像のひとつとした。

家庭や職場での男女平等意識は高まっているものの、依然として性別役割分担意識が根強く残っている状況があること、また、あらゆる人の多様性を尊重することが一層重要視されてきていることから、「理解促進と意識変革」を将来像のひとつとした。

DVやハラスメントの言葉の認知度は高まっているが、被害が増えている状況があること、令和6年4月に施行される困難女性支援法への対応が求められていることなどから、「安全・安心な暮らしの実現」を将来像のひとつとした。